

表 1 防護措置を講じなければならない機械または器具と講ずべき措置

機械または器具	措置
原動機または機械の回転軸、歯車、プーリ、ベルト	危害を受けるおそれのある部分に覆い、囲いなどを取り付けること。
機械の回転軸、歯車、プーリ、フライホイールの止め具（埋頭型は除く。）	止め具に覆いを取り付けること。
バフ盤（布バフ、コルクバフなどを使用するものを除く。）	研まに必要な部分以外に覆いを取り付けること。
面取り盤	刃の接触予防装置を取り付けること。（困難なときは工具を譲渡などすること。）
紙、布、金属箔を通すロール機	囲いまたはガイドロールを取り付けること。
電気機械器具	感電の危害を生じるおそれのある充電部分に囲いまたは絶縁覆いを取り付けること。

#### (4) 危害防止のための書面の交付など（施行規則第14条）

家内労働者や補助者が、作業に伴う危険性・有害性を十分に知らないために、けがや健康障害を起こすことがあります。このため、作業にはあらかじめ作業に伴う危険性・有害性や安全な作業方法を周知することが重要です。

委託者は、家内労働者や補助者に危害を及ぼすおそれのある機械、器具、原材料などを家内労働者に譲渡、貸与または提供する場合には、その業務の危険性・有害性や安全な作業方法などの注意事項を「作業心得」などの書面に記載し、家内労働者に交付しなければなりません。

#### SDS（安全データシート）の入手と注意事項の周知

SDSは化学物質の有害性等の情報（成分、含有量、人体に及ぼす作用、取扱い上の注意など）を集約した文書のことです。労働安全衛生法においては、発がん性などの危険有害性が明らかとなっている化学物質（663物質）にはSDSの交付が義務付けられています。このほかの危険有害性のある化学物質にもSDSを交付するよう努めなければならないとされています。

家内労働者に有機溶剤などの化学物質を使用させる場合は、委託者はまずSDSを入手して、作業における危険性・有害性、さらには必要な対策について検討を行い、家内労働者に周知することが望ましいです。

表2 書面交付の対象機械と記載すべき注意事項（施行規則別表第1）

機械、器具または原材料その他の物品	事項
機 械	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 刃部を除く機械のそうじ、給油、検査、修理または調整の作業を行う場合であって、作業者が危害をうけるおそれのあるときは、機械の運転を停止すること。ただし、機械の運転中に作業を行わなければならない場合であって危険な箇所に覆いを設けるなどの措置を講じたときは、この限りでないこと。</li> <li>2 機械の刃部のそうじ、検査、修理、取替えまたは調整の作業を行う場合には、機械の運転を停止すること。ただし、機械の構造上作業者が危害をうけるおそれのない場合は、この限りでないこと。</li> <li>3 機械の運転を停止した場合には、他人が当該機械を運転することを防止するため、当該機械の起動装置に錠をかけること。</li> </ol>
研削といし	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 その日の作業を開始する前には1分間以上、研削といしを取り替えた場合には3分間以上試運転をすること。</li> <li>2 最高使用周速度をこえて使用しないこと。</li> <li>3 側面を使用することを目的とする研削といし以外の研削といしの側面を使用しないこと。</li> </ol>
プレス機械またはシャー	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 安全装置を常に有効な状態に保持すること。</li> <li>2 クラッチ、ブレーキその他制御のために必要な部分の機能を常に有効な状態に保持すること。</li> <li>3 1年を超えない一定の期間ごとに、次の事項について点検を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ クラッチ及びブレーキの異常の有無</li> <li>ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュの異常の有無</li> <li>ハ ノンリピート装置及び急停止装置の異常の有無</li> <li>ニ 電磁弁、減圧弁及び圧力計の異常の有無</li> <li>ホ 配線及び開閉器の異常の有無</li> </ul> </li> <li>4 その日の作業を開始する前に次の事項について点検を行うこと。 <ul style="list-style-type: none"> <li>イ クラッチ及びブレーキの機能</li> <li>ロ クランクシャフト、フライホイール、スライド、コネクティングロッド及びコネクティングスクリュのボルトのゆるみの有無</li> <li>ハ ノンリピート装置及び急停止装置の機能</li> </ul> </li> <li>5 プレス機械を用いて作業を行う場合には、作業点の照度を100ルクス以上に保持すること。</li> </ol>
ボール盤、フライス盤など手袋を巻き込むことにより作業者に危害を与えるおそれのある機械	手袋をしないこと。

危険物	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 危険物を取り扱う設備のふた板、フランジ、バルブ、コックなどの接合部における危険物の漏えいの有無を点検し、及び異常を認めた場合には、補修すること。</li> <li>2 危険物のある場所を整理し、及び当該場所にみだりに可燃性の物品を置かないこと。</li> <li>3 危険物のある場所に消火設備を置くこと。</li> <li>4 危険物が爆発し、または危険物によって火災が生ずるおそれのある場所において、火気または点火源となるおそれのある設備を使用しないこと。</li> </ol>
有機溶剤など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 有機溶剤の人体に及ぼす作用</li> <li>2 使用していない有機溶剤などを入れた容器には、ふたをすること。</li> <li>3 風上で作業を行うこと。</li> <li>4 有機溶剤などが皮膚にふれないようにすること。</li> <li>5 有機溶剤による中毒が発生した場合の応急処置については、次に定めるところによること。 <ol style="list-style-type: none"> <li>イ 中毒にかかった者を直ちに通風の良い場所に移し、すみやかに医師に連絡すること。</li> <li>ロ 中毒にかかった者を横向きに寝かせ、できるだけ気道を確保した状態で身体の保温を図ること。</li> <li>ハ 中毒にかかった者が意識を失っている場合には、消防機関への通報を行うこと。</li> <li>ニ 中毒にかかった者の呼吸が止まった場合や正常でない場合には、速やかに仰向きにして心肺蘇生を行うこと。</li> </ol> </li> <li>6 必要な健康診断を受けること。</li> </ol>
土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんを発生する原因となる物品	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 土石、岩石、鉱物、金属または炭素の粉じんの人体に及ぼす作用</li> <li>2 風上で作業を行うこと。</li> <li>3 注水により作業の湿式化ができる場合には、湿式化を行うこと。</li> <li>4 定期的に作業場をそうじすること。</li> <li>5 粉じんが飛散する場合には、ビニールカーテンなど適当な間仕切りをすること。</li> <li>6 必要な健康診断を受けること。</li> </ol>
鉛など	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 鉛などの人体に及ぼす作用</li> <li>2 屋内作業場で喫煙し、または飲食しないこと。</li> <li>3 毎日1回以上、屋内作業場を真空そうじ機を用いて、または水洗いによってそうじすること。</li> <li>4 作業終了後硝酸水溶液その他の手洗い用溶液及びつめブラシを用いて手を洗い、並びにうがいをすること。</li> </ol>

	<p>5 粉状の鉛などがこぼれた場合には、すみやかに、真空そうじ機を用いて、または水洗によってそうじすること。</p> <p>6 必要な健康診断を受けること。</p>
--	-------------------------------------------------------------------------------------

**参考**

「家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策について」は、以下のように定められました。(平成25年3月14日付通達)

**家内労働における洗浄又は払拭の業務等における化学物質のばく露防止対策の概要  
(平成25年3月14日付け通達)**

**1 1,2-ジクロロプロパンの取扱い**

<委託者>  
胆管がんとの関連が指摘された1,2-ジクロロプロパンについては、可能な限り家内労働者に譲渡・提供しない。やむを得ず譲渡・提供する場合は、家内労働者に交付する危害防止のための書面に胆管がん発症のおそれを記載する。安全データシート(SDS)の交付も必要。

<家内労働者>  
危害防止のための書面を作業場内に掲示し、注意事項を守る。  
密閉設備や局所排気装置を設け、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

※1,2-ジクロロプロパンは、主に印刷事業場で印刷機の洗浄剤として使われてきた物質。本通達では、1,2-ジクロロプロパンの含有量が重量の1%を超える物を対象としている。

**2 洗浄・拭き取りの業務でのばく露防止**

高濃度ばく露のおそれが高いため、屋内作業場での洗浄・拭き取りの業務では、家内労働法施行規則の「有機溶剤等」に該当しない場合も含め、以下の対策を講ずる。

**① 危害防止のための書面の交付等**

- ・委託者は、危害防止のための書面に、人体に及ぼす作用や作業方法など所定の事項を記載し、家内労働者に交付する。安全データシート SDS の交付も必要。
- ・家内労働者や補助者は、危害防止のための書面を作業場に掲示し、注意事項を守る。

**② 設備等の設置**

- ・家内労働者は、密閉設備、局所排気装置、全体換気装置などの設備を設けるよう努める。
- ・委託者は、設備の設置について援助を行うよう努める。

**③ 保護具等の使用**

家内労働者や補助者は、局所排気装置や全体換気装置がない場所で洗浄・拭き取りの業務を行うときは、防毒マスクを使用する。皮膚に障害を与える物品などを取扱う業務を行うときは、不浸透性の作業衣・不浸透性の手袋を使用する。

**④ 引火等の防止**

家内労働者や補助者は、引火性の物品を火気などに近づけない。